

四国水問題研究会最終提言書 用語集

～ 目 次 ～

あ 行	-----	1
・ 一定量方式	[いっていりょうほうしき]	
・ 営農形態の変化	[えいのうけいたいのへんか]	
か 行	-----	1
・ 影井堰	[かげいぜき]	
・ 河川維持流量	[かせんいじりゅうりょう]	
・ 河川管理者	[かせんかんりしゃ]	
・ 河川整備計画	[かせんせいびけいかく]	
・ 渇水	[かつすい]	
・ 渇水調整	[かつすいちょうせい]	
・ 河道	[かどう]	
・ 気候変動	[きこうへんどう]	
・ 狭あい地区	[きょうあいちく]	
・ グリーンベルト事業	[ぐりーんべるとじぎょう]	
・ 計画規模	[けいかくきぼ]	
・ 工業用水	[こうぎょうようすい]	
・ 洪水調節方式	[こうずいちょうせつほうしき]	
・ 洪水調節容量	[こうずいちょうせつようりょう]	
・ 国営吉野川下流域農地防災事業	[こくえいよしのがわかりゅういきのうちぼうさいじぎょう]	
さ 行	-----	6
・ 砂防事業	[さぼうじぎょう]	
・ 四国地方開発審議会	[しこくちほうかいはつしんぎかい]	
・ 四国地方開発促進法	[しこくちほうかいはつそくしんほう]	
・ 支川	[しせん]	
・ 受益地域	[じゅえきちいき]	
・ 取水制限	[しゅすいせいげん]	
・ 新規開発用水	[しんきかいはつようすい]	
・ 水系	[すいけい]	
・ 水源かん養機能	[すいげんかんようきのう]	
・ 水源地域	[すいげんちいき]	
・ 水源地域対策基金	[すいげんちいきたいさくききん]	
・ 水源地域対策特別措置法	[すいげんちいきたいさくとくべつそちほう]	
・ 水利使用の特例	[すいりしやうのとくれい]	
・ 生活用水	[せいかつようすい]	
・ 堰	[せき]	
・ ソフト対策	[そふとたいさく]	
た 行	-----	10
・ 宅地かさ上げ	[たくちかさあげ]	
・ (ダム)の弾力的運用	[(だむ)の だんりょくてきうんよう]	
・ 地球温暖化	[ちきゅうおんだんか]	

・築堤〔ちくてい〕	
・調整池〔ちょうせいち〕	
・貯金通帳方式〔ちよきんつうちょうほうしき〕	
・堤防整備率〔ていぼうせいびりつ〕	
な 行 -----	11
・内水対策〔ないすいたいさく〕	
・農業用水〔のうぎょうようすい〕	
は 行 -----	12
・排水ポンプ〔はいすいぼんぷ〕	
・ハザードマップ	
・発電用貯水量（発電のための貯水量） 〔はつでんようちよすいりょう（はつでんのためのちよすいりょう）〕	
・不特定用水〔ふとくていようすい〕	
・ポータルサイト	
・本川〔ほんせん〕	
ま 行 -----	13
・水の再配分〔みずのさいはいぶん〕	
・水の相対取引〔みずのあいたいとりひき〕	
や 行 -----	13
・用途間の水融通〔ようとかんのみずゆうづう〕	
・吉野川総合開発（事業）〔よしのがわそうごうかいはつ（じぎょう）〕	
ら 行 -----	15
・リスクマネジメント	
・流域〔りゅういき〕	
その他記号等 -----	16
・BOD〔ビーオーディー〕	
・CSR〔シーエスアール〕	
・NPO〔エヌピーオー〕	

「あ 行」

- ・一定量方式〔いっていりょうほうしき〕
⇒ 洪水調節方式〔こうずいちょうせつほうしき〕
- ・営農形態の変化〔えいのうけいたいのへんか〕
稲作期の前倒し、農地の減少、圃場整備の進展（用排水分離・乾田化）、米の生産調整の拡大による田畑輪換、兼業化による代掻き期の休日への集中等、水資源開発施設の計画時と現在では営農形態が大きく変化しているため、それに伴い、農水需要量、取水パターンも変化していると考えられます。

「か 行」

- ・影井堰〔かげいぜき〕
愛媛県への分水により減水区間となる新宮ダム下流に対し、吉野川合流点までの銅山川の河川環境の改善を図るため、富郷ダム建設にあわせて新宮ダム下流に設置された施設です。
現在の運用は、影井堰に貯留された流水から、毎分約 2.5m³（毎秒 0.042m³/s）を放流するとともに、上流ダムから河川環境の改善を図るための放流がある場合は、影井堰の容量とあわせて毎分約 10m³（毎秒 0.17m³/s）を放流しています。
新宮ダム下流減水区間の河川環境の改善を望む地域からの要望を受け、富郷ダムの運用開始と同時（平成 13 年 4 月）に運用を開始しました。
⇒ 堰〔せき〕
- ・河川維持流量〔かせんいじりゅうりょう〕
「河川維持流量」とは、河川において動植物の保存、景観、漁業、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持、舟運等の正常な機能を維持するために必要な流量のことです。
「河川維持流量」と「水利流量」の双方を満足する流量を「正常流量」といい、河川管理のために正常流量が定められています。
なお、「水利流量」とは、その流量が定められた地点より下流における水利用（取水）のために必要な流量です。河川法施行令でいう「河川の適正な利用、及び流水の正常な機能を有する流量」とは、ここでいう「正常流量」のことです。
- ・河川管理者〔かせんかんりしゃ〕
河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。この管理について権限を持ち、その義務を負う者が河川管理者です。なお、一級河川は国土交通大臣（一部は都道府県が法定受託事務として管理）、二級河川は都道府県知事、準用河川については市町村長が河川管理者となることが、河川法に定められています。

・河川整備計画〔かせんせいびけいかく〕

平成9年に、近年の社会経済、生活様式の変化にともなう河川環境に対する関心の高まりから、治水・利水・環境の総合的な河川制度が導入されました。旧制度では、治水・利水の体系である工事实施基本計画が策定され、それに基づき河川工事が行われてきましたが、新制度では、それを2つに分け、将来目指すべき川の姿を定める「河川整備基本方針」と、今後20～30年の具体的な整備の計画を定める「河川整備計画」となっています。

「河川整備基本方針」を定めようとするときは、社会資本整備審議会の意見を聞かなければならず、この方針を定めた時はこれを公表することとなっています。また、「河川整備計画」の策定にあたっては、学識経験者や住民、関係都道府県知事や関係市町村長の意見を反映しなければならず、この計画を定めた時はこれを公表することとなっています。

・渇水〔かつすい〕

一般的には、水資源としての河川の流量が減少あるいは枯渇した状態を表します。

自然現象としては、流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、河川の流量が（水資源開発施設により）確保すべき流量より少ない流量が継続する状態のことです。

一般的に、水資源開発施設は、おおむね10年に1回程度発生すると想定される規模の渇水を対象に、安定した取水を行えるよう計画されています。

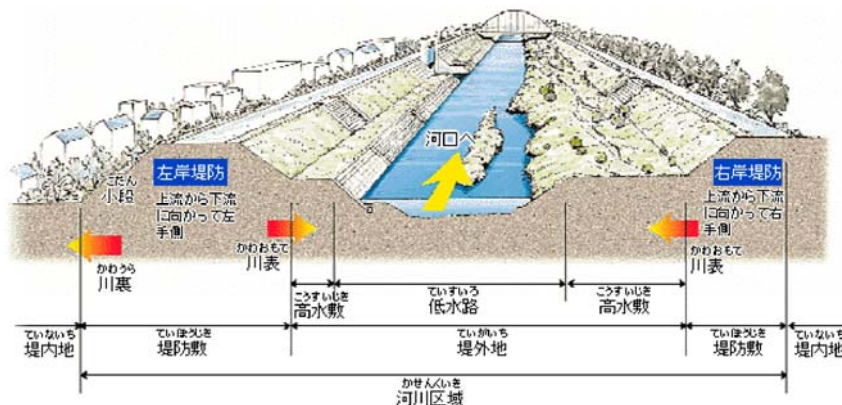
一方、需要面から見ると、流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、貯水量の減少によりダム等の水資源開発施設からの通常の補給を行うことが困難となり、平常時の取水方法で必要な量の取水を完全には行えなくなった状態を表します。

・渇水調整〔かつすいちょうせい〕

⇒ 取水制限〔しゅすいせいげん〕

・河道〔かどう〕

平常時もしくは洪水時に流水が流下する区間のことです。類似する用語に「河川」がありますが、河川とは、河道及び堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側（堤内地）を含む河道周辺を意味します。



- ・気候変動〔きこうへんどう〕

国連気候変動枠組条約においては、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう」と定義されています。

2001(平成13)年のIPCC第3次評価報告書(TAR)、2006(平成18)年のスターン報告等を経て、2007(平成19)年、世界中の科学者と政府関係者で構成される「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が第4次評価報告書(AR4)を発表し、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」ことを科学的に示すとともに、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い」ことを明らかにしています。

- ・狭あい地区〔きょうあいちく〕

計画規模の洪水により家屋等が浸水する地区で、背後に山地等が迫るような箇所を指しています。

- ・グリーンベルト事業〔ぐりーんべるとじぎょう〕

ダム貯水池周辺の荒廃地等において、降雨による過度な土砂の流入を防止又は軽減するために森林の保全・整備を行い、緑豊かなダム周辺の環境を創出することを目的とした事業です。



植樹祭の様子（早明浦ダム湖畔）

- ・計画規模〔けいかくきぼ〕

洪水や渇水による被害を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に洪水を流すことができる洪水の大きさや、安定的に取水ができる渇水の小ささをその現象が生起する頻度（超過確率）で表したものを計画規模（対策の目標となる洪水等の規模）といいます。

例えば、100年に一度程度の確率で発生する洪水の規模を「1/100」（正確には、その規模を超える洪水の発生確率が100年に一度）、10年に一度発生する渇水の確率年を「1/10」と表現します。

吉野川の場合は、洪水に対する計画規模は 1/150（岩津地点下流）、1/100（岩津地点上流）、

安定的な取水に対する計画規模は 1/5 となっています。

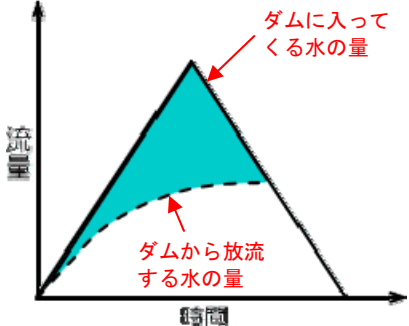
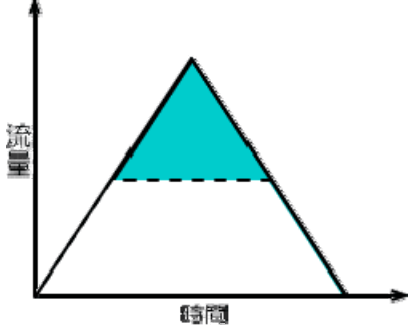

・工業用水〔こうぎょうようすい〕

工業の分野において、ボイラー用水、原料用水、製品処理用水、洗浄用水、冷却用水、温調用水等に使われている水の総称です。

・洪水調節方式〔こうずいちょうせつほうしき〕

洪水調節は、ダムへの流入量が、ダム毎に定められた洪水量に達した時、洪水による被害を減らすため、ダムへの流入量の全部または一部を貯めて、残りを放流することで、下流の流量を減らすことをいいます。

洪水調節の方法は、それぞれの地域の状況により決まっており、採用例が多い代表的な方式として、以下のような方式があります。

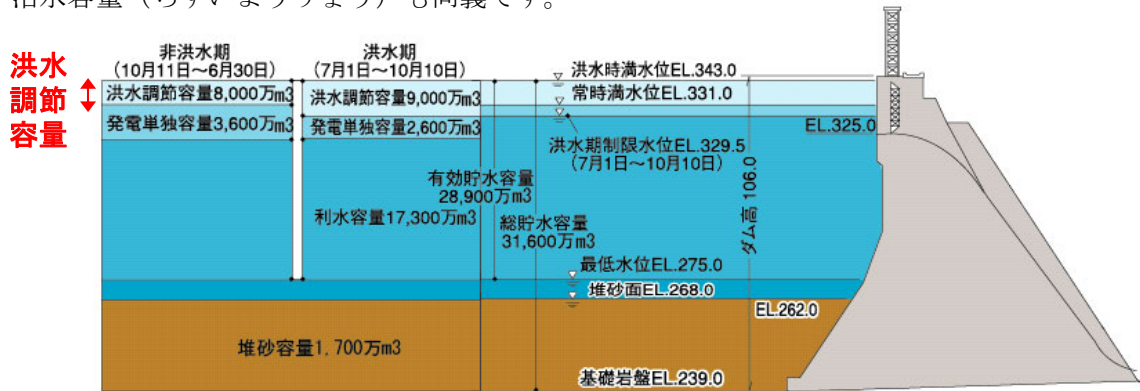
調節方式	洪水調節の模式図	洪水調節の方法
自然調節方式		ゲート(ゲートのないダムが多い)操作を行わず流入量の調節を行う方式
一定量放流方式		流入量のうち一定の量以上の流入量を貯留し、一定の量を放流することで調節を行う方式
一定率一定量調節方式		ダムへの流入量のうち洪水初期のうちは一定の割合で調節を行い、その後一定の量以上の流入量を貯留し、一定の量を放流することで調節を行う方式

(利根川ダム統合管理事務所ホームページをもとに作成)

・洪水調節容量〔こうずいちょうせつようりょう〕

ダムで洪水調節のために一時的に洪水流量を貯める際に使われる容量のことです。平常時は空にしておき、洪水時のみ調節した量（流入量－放流量）を洪水調節容量に貯め込みます。

治水容量（ちすいようりょう）も同義です。



早明浦ダムの期別容量配分図

・国営吉野川下流域農地防災事業〔こくえいよしのがわかりゅういきのうちぼうさいじぎょう〕

国営吉野川下流域農地防災事業は、塩害や生活排水などの影響で農業用水の水質が悪化し、営農に制約が出ている吉野川下流の左岸地域の農地に、吉野川本川のきれいな水を安定的に供給し、生産性の向上と農業経営の安定を図るものです。

旧吉野川や今切川（いまぎれがわ）に設置されている数多くの農業用取水口（ポンプや樋門など）を、吉野川の柿原堰（かきはらせき）と旧吉野川（2ヶ所）の計3ヶ所に統合するとともに、箱形水路や管路（パイプライン）を使った用水専用の幹線水路を整備していきます。主な事業内容は以下のとおりです。

- ◇用水路と排水路を分離し、用水路への生活排水などの混入を防ぎます。
- ◇現状 100ヶ所におよぶ地区内河川からの取水施設を柿原堰等に統合して幹線水路を新設し、安定的な取水を可能にします。
- ◇農業用水を集中管理する近代的な新しい水管理システムを導入し、取水のための労力を軽減します。
- ◇地下水の利用を河川表流水への利用に切り替えることにより地下水のかん養に寄与します。
- ◇除塩用水を安定的に確保することにより、農作物の塩害が防止され収量の増加が見込まれます。



（中国四国農政局四国東部農地防災事務所ホームページをもとに作成）

「さ 行」

- ・砂防事業〔さぼうじぎょう〕

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から地域の安全を確保するために実施する施設整備等の事業のことです。

- ・四国地方開発審議会〔しこくちほうかいはつしんぎかい〕

吉野川の水利用形態は、従来、吉野川下流沿川における農業用水利用のみでしたが、戦後のエネルギー需要の増大をきっかけとし、主として発電を目的とした局所的な分水が行われるようになりました。

昭和 25 年の国土総合開発法の制定をきっかけに、四国総合開発計画の検討が始まりました。しかし、吉野川水系の総合的な開発の必要性は認識されていたものの、四県の立場の違い等から調整は難航しました。

- ・ S25 国土総合開発法

- ・ S26 四国地方総合開発審議会設立

その後、高度成長期における生活様式・産業構造の飛躍的な変化に伴い、四国の後進性打破のためにも、より総合的・広域的な水利用(分水)を実現する機運が高まりました。昭和 35 年には四国地方開発促進法が制定され、また同年、同法に基づく四国地方開発審議会が設立されるにおよび、計画樹立の方向に拍車がかかることになりました。

- ・ S35 四国地方開発促進法

- ・ S35 四国地方開発審議会設立

- ・ S37 吉野川総合開発部会設立

- ・ S41 第 4 回吉野川総合開発部会（計画「案」取りまとまる）

- ・四国地方開発促進法〔しこくちほうかいはつそくしんほう〕

⇒ 四国地方開発審議会〔しこくちほうかいはつしんぎかい〕

- ・支川〔しせん〕

本川に合流する河川です。また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。

- ・受益地域（下流域、流域外）〔じゅえきちいき〕

⇒ 水源地域〔すいげんちいき〕

- ・取水制限〔しゅすいせいげん〕

ダム等の利水のための貯水量を有する施設において、貯水量が著しく低下した際に、河川からの取水量を制限（減少させる）するとともに、それに応じてダム等からの補給量を平常時よりも少なくすることを指します。

利水のための貯留量が空になり、社会的な影響が生じる事態を回避するため、ダム等から水を補給できる期間を延長する目的で行われ、取水制限の間のまとまった降雨を期待するものであり、ダム等の貯水量が回復すれば、取水制限は終了します。

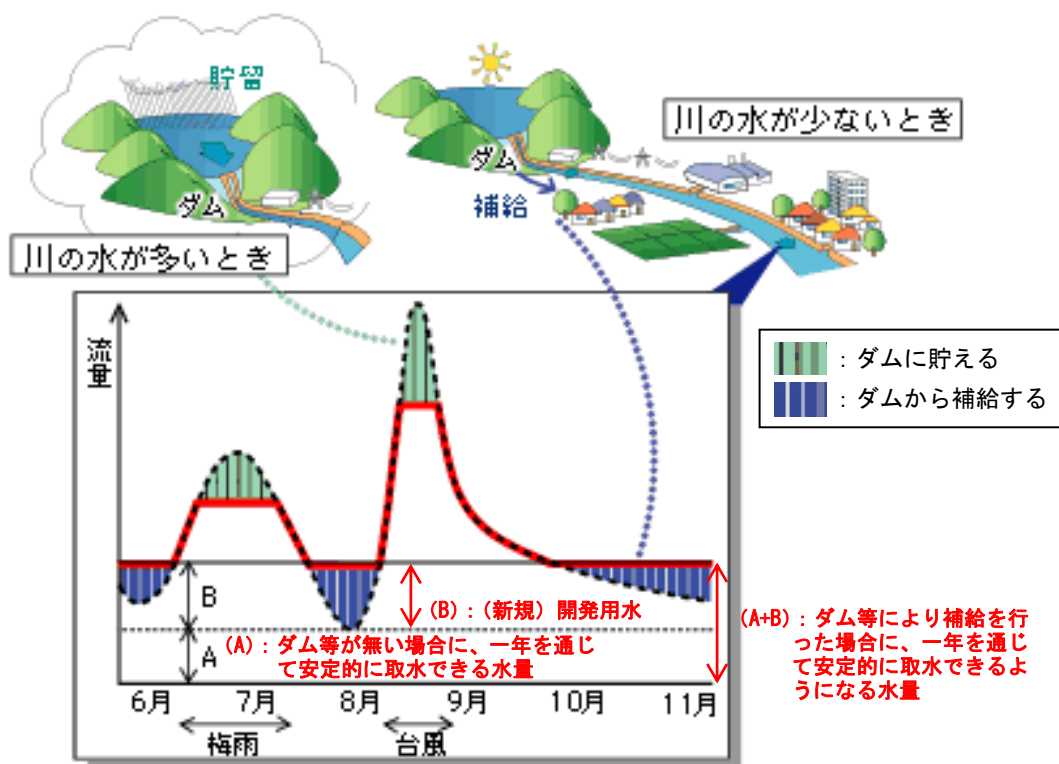
また、ダム等のない河川において、河川水が著しく少なくなり、河川からの取水量を制限（減少させる）ことを指します。

梅雨や台風による降雨量が平年に比べて少ない年に実施され、深刻な場合には断水に至るケースもあります。

・新規開発用水〔しんきかいはつようすい〕

水を取水しようと考えている地点の河川の流量を想定してみます。

ダム等が無い自然の状態の河川の流量は、図の破線で示すように梅雨期、台風期には多いが、少ないときもあり、1年を通じて一定量の取水を行おうとすると、Aの分の水量しか取水することはできません。



そこで、ダムを造って梅雨期や台風期のような河川の流量が多いときに水を貯え（図の緑色の部分：■）、河川の流量が少ないときに、ダムから水を流して河川に補給をすると（図の青色の部分：■）、河川の流量は赤線のような変動に変わり、1年を通じてA+Bまで取水を行うことが可能になります。

図で示したBの水量のように、ダムの建設により、新たに利用することが可能になった水量のことを、ダムの「開発用水（水量）」ということがあります。また、ダム等を整備することにより新たに水を安定的に利用することが出来るようにすることを“水資源開発”といいます。

（国土交通省ホームページをもとに作成）

水資源開発は、河川機能維持のために川に流しておく必要がある流量である河川維持流量を

確保し、さらにダム等が整備される以前から利用されている用水（既得用水）についても取水に支障が生じないようにした上で、河川維持用水+既得用水（=不特定用水）に上乗せして新たに取水できる量を開発します。不特定用水を除く新たな開発分（水量）を新規開発用水（水量）と呼びます。

・水系〔すいけい〕

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに接続している湖沼を総称して「水系」といいます。

その名称は、一般的に本川名をとって吉野川水系などという呼び方が用いられています。

・水源かん養機能〔すいげんかんようきのう〕

森林の土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能を有しており、これらを総称して、水源かん養機能とよんでいます。

ただし、森林の洪水調節機能は大洪水時には期待できないことや、渇水時には森林自身がかなりの水を消費することにより河川流量がかえって減少する場合があることが日本学術会議において答申されており、森林の流況平準化機能には限界があります。

・水源地域〔すいげんちいき〕

本提言書では、水源地域、受益地域の定義を下記のとおりとしています。

水源地域

- ・（香川用水、吉野川北岸用水への分岐点である）池田ダムより上流の吉野川流域
- ・高知県、愛媛県、徳島県が含まれる

受益地域

- ・池田ダムより下流吉野川沿川および分水を受けている地域

受益地域のうち“下流域”

- ・徳島県内の池田ダム下流吉野川沿川で吉野川の水を利用している地域

受益地域のうち“流域外”

- ・香川用水の水を利用している香川県内地域（島しょ部を除くほぼ香川県全域）
- ・主として愛媛分水の水を利用している地域（愛媛県東予地方）
- ・主として高知分水の水を利用している地域（高知市等）

・水源地域対策基金〔すいげんちいきたいさくききん〕

「水源地域対策基金制度」は1976年（昭和51年）に、水源地域対策特別措置法に関する補助制度として設立されたものであり、水源地域・下流受益地の各地方自治体や各利水者等が拠出し、水没者の代替地取得における利子補給や生活相談員の設置、生活道路整備、上下流域域交流事業等を行うための財政整備事業です。

⇒ 水源地域対策特別措置法〔すいげんちいきたいさくたくべつそちほう〕

- ・水源地域対策特別措置法〔すいげんちいきたいさくとかくべつそちほう〕

“水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備、あわせてダム貯水池の水質の汚濁の防止等により、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与する”ことを目的として、昭和48年に施行された法律です。

整備事業の実施（第6条）、生活再建措置のあつせん（第8条）、水源地域の活性化のための措置（第14条）などについて示されています。

（出典：国土交通省ホームページ）

- ・水利使用の特例〔すいりしようのとくれい〕

異常渇水時に、ある水利使用者が、河川管理者の許可を得て、他の水利使用者に水を融通できる措置であり、河川法第53条の2（渇水時における水利使用の特例）に定められています。

（渇水時における水利使用の特例） ※平成9年河川法改正時に創設

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなった場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第1項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなった場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

- ・生活用水〔せいかつようすい〕

飲料水、調理、洗濯、風呂、掃除、水洗トイレ、散水等の一般家庭用水のことであり、水道用水（業務営業用水、工業用水、生活用水、船舶給水用水等その他用水）の一部です。

- ・堰〔せき〕

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるため、水位を制御することを目的として、河床の安定を図るために河川を横断して設けられる施設を堰といいます。このうち取水を目的として設置された堰は、特に頭首工（とうしゅこう）や取水堰（しゅすいぜき）とも呼ばれる場合があります。

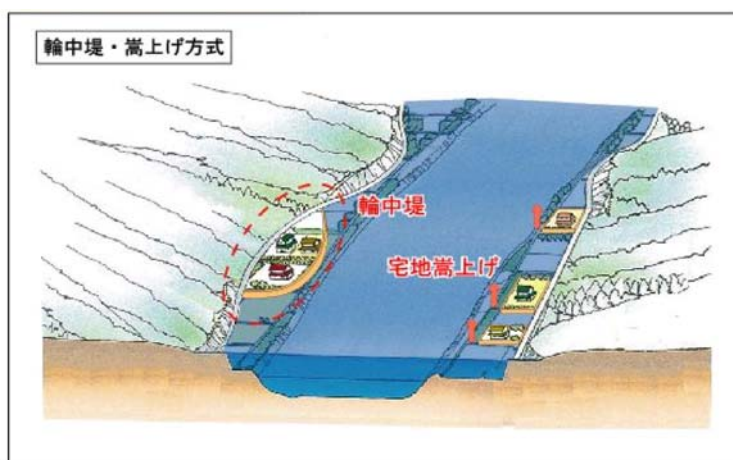
- ・ソフト対策〔そふとたいさく〕

工事による対策でなく、適切な避難対策のためのハザードマップ作成や、早めの避難対策のための現在の雨量、主な河川の水位などの情報提供を実施すること等を指します。

「た 行」

- ・宅地かさ上げ〔たくちかさあげ〕

ある特定の区域（集落等）を洪水の氾濫から守るために、防御対象となる宅地そのものを嵩上げする方策のことを指します。

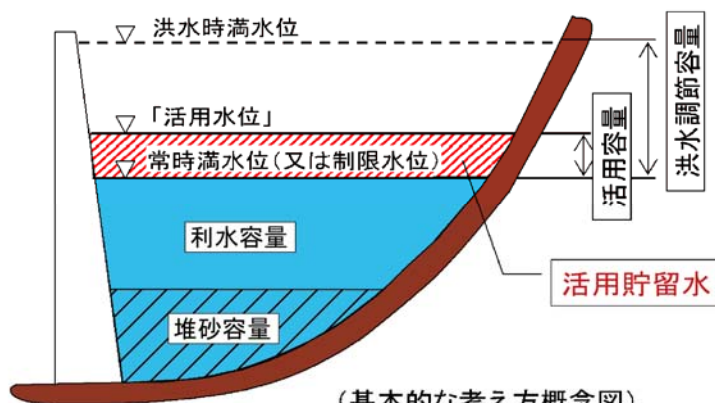


- ・(ダム)の弾力的運用〔(だむ)の だんりよくてきうんよう〕

ダムの弾力的運用とは、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流することにより、ダム下流の河川環境の保全、改善を図るものです。

銅山川では、富郷ダム管理開始（平成13年4月）以降、新宮ダム下流の減水区間の河川環境改善のため、新宮ダムと新宮ダム下流の調整堰（影井堰）が連携し、可能な限り継続して、調整堰下流への環境用水の放流を実施しています。しかし、水量的に十分とは言い難いことから、さらなる河川環境の向上を目的として、新たな弾力的運用の検討を行っており、平成24年度現在、現地実験により放流パターンの検討を実施しているところです。

ダムの弾力的運用は、洪水調節容量を利用して実施するため、これに活用できる水量は、限られたものとなります。



- ・地球温暖化〔ちきゅうおんだんか〕

温室効果気体(CO₂等)の人為的な排出により、大気中の温室効果気体の濃度が急激に増加し、温室効果が強まることによって平均気温が上昇することです。

- ・築堤〔ちくてい〕

堤防を築き整備することです。

- ・調整池〔ちょうせいち〕

近年の慢性的な渇水状態の緩和対策や大地震などの不測の事態に対処するため、香川用水の一部を貯留し、渇水時の補給又は緊急時に活用する施設として香川県と独立行政法人水資源機構が三豊市（旧山本町・財田町）に建設し、平成 21 年度より運用している貯水量約 300 万 m³ の貯留施設のことです。

- ・貯金通帳方式〔ちょきんつうちょうほうしき〕

筑後川水系の江川ダム、寺内ダムで実績のあるダムの利水運用方式であり、ダムの有効貯水容量を利水者毎に区分し、日々の貯留量及び使用量により各利水者毎の容量を増減させる管理のことを言います。通常の利水運用に比べて、各利水者が自分の貯水容量を強く意識し、計画的な水利用を行う、節水意識が強まる、相互融通の意識を持つ、渇水調整がやりやすい等のメリットが報告されています。

- ・堤防整備率〔ていぼうせいびりつ〕

堤防整備率は、堤防整備が必要な区間延長に占める、(完成堤防+暫定堤防)の延長の割合を表しています。

なお、堤防は、以下の3種類に区分して管理しています。

”完成堤防（定規断面堤防）”：計画上の河川流量を安全に流下させるために必要な堤防断面（定規断面）に対し、所定の位置（計画法線上）に必要な断面で完成している堤防のことです。

”暫定堤防”：堤防高は計画高水位以上であるが、完成堤防より断面が不足している堤防のことです。

”暫々定堤防”：堤防が必要な区間のうち、完成堤防（定規断面堤防）および暫定堤防以外の堤防のことです。

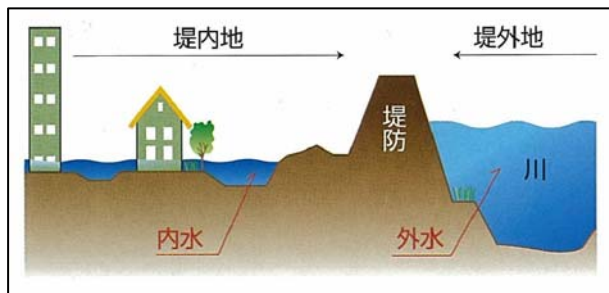
なお、上流の堤防の整備により、いままで川からあふれていた水が、あふれないで下流に流れることから、下流のピーク流量が増大します。このため、堤防の整備にあたっては、上流の堤防整備によるピーク流量の増大を考慮し、下流から上流に向けて整備を進めていくのがふつうです。吉野川のように下流から上流まで長い区間の堤防整備には、用地買収など、長い時間と費用が必要になります。

「な 行」

- ・内水対策〔ないすいたいさく〕

洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐために樋門等のゲートを閉めます。このため支川の流水は本川に排水できなくなり、堤内（住居）側ではん濫が生じる場合があります。このような現象を内水はん濫といいます。

この内水はん濫による浸水被害を軽減する対策が内水対策であり、内水河川堤防の整備、内水河川合流点を下流側へ移設、内水を本川に排除するポンプの整備等があります。



内水はん濫の様子

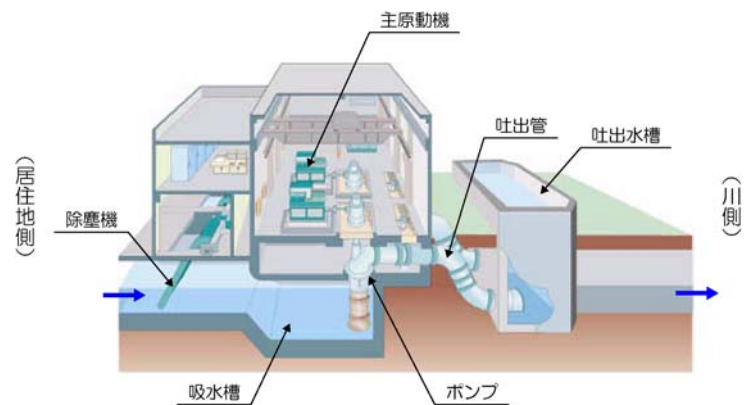
・農業用水〔のうぎょうようすい〕

①水稲等の生育等に必要な水田かんがい用水、②野菜、果樹等の生育等に必要な畑地かんがい用水及び③牛、豚、鶏等の家畜飼養等に必要な畜産用水の総称であり、このうち、水田かんがい用水が大部分を占めています。

「は 行」

・排水ポンプ〔はいすいぼんぷ〕

洪水時に樋門を閉じてしまうと堤防の居住地側（堤内地側）に降った雨水が川へ出ていけないので、この水を川へくみ出す施設が必要となります。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中のポンプを運転して、堤防の居住地側（堤内地側）の水を川へ排出します。



・ハザードマップ

洪水時に浸水被害などの発生が予想される危険区域や、その際の避難場所等を示した地図の事です。



- ・発電用貯水量（発電のための貯水量）
〔はつでんようちよすいりょう（はつでんのためのちよすいりょう）〕
発電事業者が、電力需要の変動に応じた発電を行うために確保した、発電のために使うことのできるダム容量で、利水容量とは別枠で取り扱われます。
- ・不特定用水〔ふとくていようすい〕
ダムが建設される以前から利用されていた用水（“既得用水”）と、川の環境や生態系を維持していくため最低限必要な流量である“河川維持用水”をあわせた用水の呼称です。通常新規用水よりも優先的に確保されます。
- ・ポータルサイト
インターネットの入り口となるWebサイトのことです。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースや株価などの情報提供サービス、ブラウザから利用できるWebメールサービス、電子掲示板、チャットなど、ユーザがインターネットで必要とする機能を提供して利用者数の増加を図っています。
なお、四国水問題研究会最終提言書の中では、四国の水に関する情報の入り口に特化したWebサイトの意味で用いています。
- ・本川〔ほんせん〕
幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川といいます。

「ま 行」

- ・水の再配分〔みずのさいはいぶん〕
近年の社会経済情勢の変化等によって、地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により用途間をまたがった水の転用が行われています。全国の一級水系では1965年度から2011年度末までの間に204件、約63m³/s（毎秒63トン）が関係者の合意により転用されています。
- ・水の相対取引〔みずのあいたいとりひき〕
相対取引（あいたいとりひき）とは、市場を介さずに売買の当事者同士で売買を行う方法のことであり、取引価格は双方の合意により決定されます。取引を行う者同士が1対1の関係により通貨、数量、価格、期日を決めて売買を行う取引のことです。
河川法上は、河川水は公共の資産であり、私的取引の対象とはされていません。

「や 行」

- ・用途間の水融通〔ようとかんのみずゆうづう〕
厳しい渇水時に、市民生活への影響を最小限にするため、農水・上水・工水の用途間で節水率を調整することです。

平成6年、17年および20年渇水時等には、香川県が、香川用水取水制限率50%以強の厳しい制限時に、農水・工水の節水率を高める一方、上水の節水率を緩和する配分調整（農水・工水の一部を上水に融通）を実施した経緯があります。なお、渇水時の水融通は、水利権は変わりません。

・吉野川総合開発〔よしのがわそうごうかいはつ〕（事業）

吉野川総合開発（事業）は、早明浦ダムを中核とした施設の整備により、洪水調節、各種既得用水の安定取水、新規用水の供給（四国四県）を行うとともに発電を行う計画（事業）であり、ほぼ現在の吉野川水系の形態の原形となっています。



早明浦ダムを中核とした吉野川総合開発事業による施設

※当事業に関連して、吉野川北岸用水が農林水産大臣により施工されている。

- ①早明浦ダム：吉野川総合開発計画の中核をなすもので、洪水調節、各種既得用水の安定取水、新規用水の供給（四国四県）を行うとともに、ダムからの放流量を利用して発電を行う多目的ダムです。
- ②池田ダム：吉野川総合開発計画の要として、洪水調節、早明浦ダムからの放流量を再調整する低水流量の調節、吉野川北岸用水ならびに香川用水に必要な取水位の確保を行う。あわせてダムからの放流量を利用して発電を行う多目的ダムです。
- ③新宮ダム：吉野川水系における治水事業の一環としての洪水調節と、吉野川総合開発計画の関連事業である愛媛分水および、分水量を活用して発電を行う多目的ダムです。
- ④高知分水：吉野川総合開発計画の一環として、吉野川水系瀬戸川および同水系地蔵寺川支川平石川の流水を鏡川に分水し、鏡ダムの運用と相まって都市用水を確保するとともに、分水量を活用して発電を行うものです。

早明浦ダムを中核とする吉野川総合開発による開発量

県別	単 位	不特定かんがい および既得用水	新 規 用 水				合 計	導水方法
			農業用水	水道用水	工業用水	計		
徳島	m ³ /s	かんがい期 平均 39.06 最大 43.00 非かんがい期 平均 15.00	かんがい期 平均 3.22 最大 3.72 非かんがい期 平均 2.12 最大 5.18	平均 2.47 最大 2.64	8.03	かんがい期 平均 13.72 最大 14.39 非かんがい期 平均 12.62 最大 15.85	かんがい期 平均 52.78 最大 57.39 非かんがい期 平均 27.62 最大 30.85	吉野川本川なら びに旧吉野川よ り取水
	100万m ³ /年	772	79	78	253	410	1,182	
香川	m ³ /s	— — —	かんがい期 平均 8.00 最大 11.30 非かんがい期 平均 1.00 最大 1.50	3.87 122	0.63	かんがい期 平均 12.50 最大 15.80 非かんがい期 平均 5.50 最大 6.00	かんがい期 平均 12.50 最大 15.80 非かんがい期 平均 5.50 最大 6.00	池田ダムより取 水し、7.7kmの導 水トンネルより 香川へ導水
	100万m ³ /年	—	105	20	247	247		
愛媛	m ³ /s	かんがい期 平均 1.38 最大 2.39 非かんがい期 平均 1.00	かんがい期 平均 0.374 最大 0.64 非かんがい期 平均 0.005 最大 0.32	0.23 7	4.95	かんがい期 平均 5.554 最大 5.82 非かんがい期 平均 5.185 最大 5.50	かんがい期 平均 6.934 最大 8.21 非かんがい期 平均 6.185 最大 6.50	銅山川柳瀬ダム より最大7.8m ³ /s を三島赤ノ井川 へ分水、新宮ダ ムより最大 8.0m ³ /sを川之江 へ分水
	100万m ³ /年	36	4	156	167	203		
高知	m ³ /s	— — —	— — —	0.73 23	0.50	1.23	1.23	瀬戸川、地藏寺 川より鏡川へ最 大 6m ³ /sを分水 し、鏡ダムで調 整する。
	100万m ³ /年	—	—	16	39	39		
計	100万m ³ /年	808	188	230	445	863	1,671	

※富郷ダムによる開発量は含まない。

- ⑤旧吉野川河口堰・今切川河口堰：旧吉野川・今切川に整備した河口堰により、洪水の疎通機能を確保し、塩水遡上防止による流水の正常な機能を維持するとともに、水道用水及び工業用水の安定した取水を可能にする施設です。
この両河口堰は、南海地震により被災、また老朽化した旧吉野川・今切川両潮止樋門を撤去し、総合開発計画により新設したものです。
- ⑥香川用水：池田ダム上流に設けた取水口より取水し、阿讃山脈を貫く導水トンネルにより香川県に導き、別に国が行った国営香川用水農業水利事業等と相まって、讃岐平野の農地に対し必要なかんがい用水の補給を行うとともに、香川県の水道用水及び工業用水の供給を行っています。
香川用水水路約106kmのうち、上流部の農業用水・水道用水・工業用水が共用する共用区間延長約47kmを総合開発計画により建設しました。
- ⑦〔関連事業〕吉野川北岸用水：吉野川北岸地区の農業用水の取水の安定化を図るため、池田ダム直上流部に取水口を設置し、旧池田町～板野町の間導水管約70kmを整備し、総合開発以前の既得用水と新規開発用水をあわせて供給します。

「ら 行」

・リスクマネジメント

企業の価値を維持・増大していくために、企業が経営を行っていく上で事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理する活動のことです。

(経済産業省「リスク新時代の内部統制リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」リスク管理・内部統制に関する研究会 2003年6月より一部修正)

- ・流域〔りゅういき〕

降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことです。集水区域と呼ばれることもあります。



「その他記号等」

- ・BOD〔ビーオーディー〕(Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことです。河川の汚濁状況を測る代表的な指標となっています。なお、一般的には汚れがひどいほど値が大きくなります。

- ・CSR〔シーエスアール〕(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

(出典：厚生労働省ホームページ)

- ・NPO〔エヌピーオー〕(Non Profit Organization: 非営利団体)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち「特定非営利活動法人（NPO法人）」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格※を取得した法人です。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

※法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

(出典：内閣府NPOホームページ)